

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中井手地区）を行うことについて平成23年12月1日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成23年12月15日から平成24年1月10日まで  
縦覧に供する。

平成23年12月9日

香川県知事 浜 田 恵 造